

令和元年 8月 6日

広島大学教職員組合執行委員長  
中山 祐 正 様

広島大学理事 (財務・総務担当)  
山 田 道 夫

### 働き方等についての質問状 (回答)

2019 (令和元) 年7月23日付けで要求のありました標記の件について、下記のとおり回答いたします。

#### 記

#### 1) 経営協議会委員の意見・コメントについて

(要求内容)

組合から指摘があった以降、経営協議会に対して注意喚起は行われたのでしょうか。もし、まだであれば早急に対応していただき、ホームページ上の発言の記録も削除していただくよう求めます。

(回答)

本件については、平成31年1月8日開催の団体交渉で説明したとおり、「広島大学を良くするための意見及び若手教員の活性化のための方策」についての意見交換会において、若手教員からの提案に対して経営協議会学外委員の方が率直に意見を述べたものであり、その意見に至った文脈もあるため、部分的な箇所のみを捉えて、妥当性を判断することは困難であると考えます。

また、当該意見交換会における意見等の内容を含め、会議資料は、本学構成員へ広く情報共有する目的で、学内限定の「いろは」内に掲載しているものであり、一部分を捉えて資料の内容を部分的に削除することは適当ではないと考えます。

なお、経営協議会学外委員の方には、このたびの働き方改革関連法への対応における就業規則改正内容 (平成31年4月1日施行) の説明において、大学教員等の働き方に関しても説明していることを申し添えます。

#### 2) 時間外労働の年360時間超の報告について

(要求内容)

注意喚起のための指針として、年360時間に達する前に4半期 (3ヶ月) で90時間超や4ヶ月で120時間超など、適切な時期における該当件数を報告いただけないでしょうか。このこと以外にも、年360時間超の時間外労働の件数を減らすためによりよい方法をご検討の上、回答をお願いいたします。

(回答)

時間外労働の年間上限時間数である360時間を超えないように対策を検討することは必要であると考えます。よって、現在、事業場安全衛生委員会において3か月 (7月、10月、1月) に1度、特別時間外労働を行った状況等について意見交換をしておりますが、その際、依頼のあったことについて報告することは可能と考えます。

なお、この件については、事業場安全衛生委員会での了承が必要となりますので、当該委員会において提案し、協議していただきたいと思います。

おって、時間外労働の削減については、今年度も事務・技術系職員については、別紙のとおり、削減目標及び削減策を学内に周知するとともに、長時間労働となった者が在職する部署においては、その状況及び改善策について確認・検討していることを申し添えます。

### 3) 附属学校の2017年度時間外労働の遡及分の財源について

(要求内容)

附属学校園予算の中の留保分(平成30年(2018年))が充てられているのか。

(回答)

当該留保分については、緊急に措置必要な場合に対応できるように計上されているものであり、各学校園の運営上予算措置が必要な場合にも、要求により再配分することとされています。